

Ⅲ フランス

犯罪被害者等を対象とした補償制度等

●国家補償制度（管轄省庁：司法省）

1. 根拠法令

- 刑事訴訟法典（Code de procédure pénal）⁷⁴
 - 第706-3条から第706-15条（法律に関する部分）
 - 第R50-1条から第R50-28条（規則に関する部分）

2. 理念・趣旨等

- 刑事訴訟法典第706-3条以下が定義する一般犯罪被害者に対する法定補償制度は、国民連帯（solidarité nationale）という理念に基づき、被害者の補償および加害者に対する償還請求（exerce des actions de recours contre les responsables de dommages）を実施⁷⁵する。その原則は、本人が重大な損害の被害者である者（または、近親者等その権利者）がその損害に対して全面的な補償を受け、かかる損害行為が発生する前の金銭状態に回復させることにある⁷⁶。
- 当該国家補償制度には、テロ行為・その他犯罪被害者補償基金（Fonds de Garantie des victimes des actes terroisme et d' autre infractions: 以下、FGTI）と犯罪被害者補償委員会（Commission d' indemnisation des Victims d' infractions: 以下、CIVI）の2つの機関が介在する。
- FGTIは、1990年7月6日付法律⁷⁷により、補償に充てる資金の確保、運用、管理、被害者間の補償配分の適切性を監視する役割を担う。法人格を持ち、理事会により運営され、経済・財政大臣により監督される⁷⁸。

⁷⁴ 仏法規定サイト（刑事訴訟法典）：

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006071154&dateTexte=20120311>

⁷⁵ 補償基金（Fonds de Garantie）サイト：<http://www.fondsdegarantie.fr/indemniser.html>

⁷⁶ 内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成20年度諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援に関する調査」，付属資料（犯罪被害者補償委員会による犯罪被害者補償の仕組み並びにテロおよび犯罪被害者補償基金の役割）を参照

⁷⁷ Loi n°90-589 du 6 juillet 1990 modifiant le code de procédure pénale et le code des assurances et relative aux victimes d'infractions

仏法規定サイト：

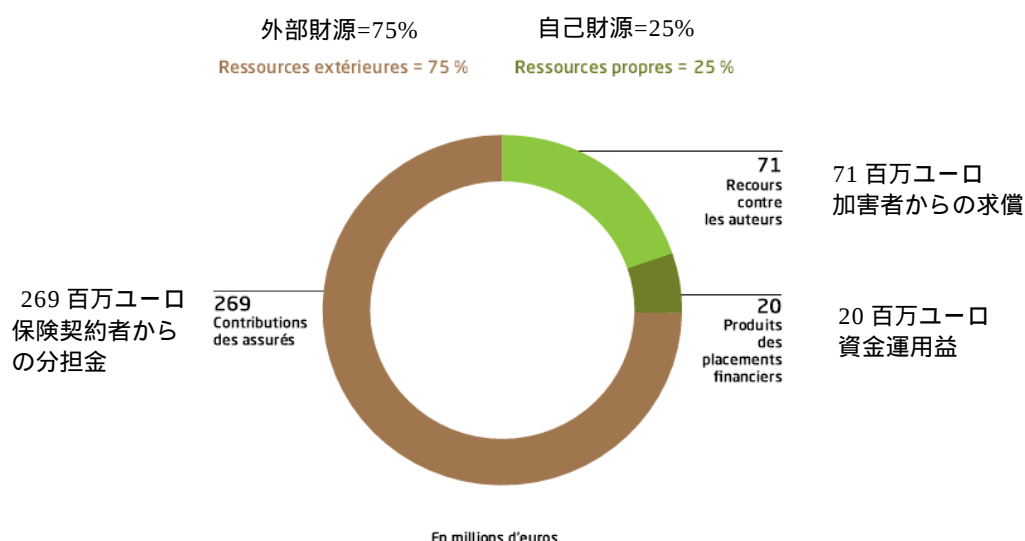
http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=CB8B0FA46E7FAD5C337AA3F199B3D6B3.tp djo08v_3?cidTexte=JORFTEXT000000532541&categorieLien=id

- CIVI⁷⁹は、申請に対し、争いのある場合に補償を行うかを判断する民事裁判機関である。

3. 財源

- FGTI は、個人の損害保険契約からの分担金(1 契約あたり 3.30 ユーロ) (contribution des assurés) , 加害者からの求償 (recours contre les auteurs) ならびに資金運用益 (produit des placements financiers) を財源とする⁸⁰。国からの交付金は受けていない。

図 1: テロ行為・その他犯罪被害者補償基金 (FGTI) の財源



出典：補償基金 2010 年年度報告書 (Fonds de Garantie Rapport d'activité 2010)

4. 支給対象

(1) 国内犯

- 対象となる被害⁸¹ :
 - ・ 重大な身体的被害

⁷⁸ テロ行為・その他犯罪被害者補償基金 (FGTI) 定款を承認する 1991 年アレテ (Arrêté du 3 juillet 1991 approuvant les statuts du fonds de garantie contre les actes de terrorisme et d'autres infractions)

アレテ (Arrêté) とは、1 もしくは複数の大臣または他の行政庁 (県・市町村) が発する一般的または個別的な効力範囲をもつ執行的決定をいう。

⁷⁹ 刑事訴訟法典第 706.4 条

⁸⁰ 補償基金 2011 年プレス資料 (Fonds de Garantie, Dossier de presse 2011)

⁸¹ 刑事訴訟法典第 706-3 条 1 項に条件が 1 号から 3 号まで記され、2 項は支給拒否、減額がありうることを定める。

- ① 最低1か月間の完全労働不能 (Incapacité Totale de Travail: ITT)
 - ② 生涯身体機能障害者
 - ③ 被害者が死亡
 - ④ 強姦または性的被害あるいは人身売買⁸²
 - ・ 軽度の身体的被害および物的被害 (財産犯)
 - ① 1か月未満の完全労働不能 (ITT)
 - ② 窃盗, 詐欺, 背任, 強盗・恐喝, 器物毀棄
 - ・ 車両放火
 - ・ 被害の原因である犯罪行為について、他の法律で別途補償制度が設けられていないこと (例 アスベスト汚染被害者、労災被害者等)⁸³
 - 対象となる者⁸⁴ :
 - ・ フランス国籍を有する者
 - ・ EU加盟国の国籍を有する者
 - ・ 正規にフランスに滞在している外国籍者
- (2) 国外犯⁸⁵
- 対象となる被害 :
上記国内犯において対象となる 重大な身体的被害および軽度の身体的被害および物的被害 (財産犯)
 - 対象となる者 :
フランス国籍を有する者のみ
- (3) 親族間犯罪
- 加害者と被害者が家族であることを理由に不支給とする法令はなく、そのような裁定事例もない⁸⁶。

⁸² 刑法典第 222-22 条から第 222-30 条, 第 225-4-1 条から第 225-4-5 条および第 227-25 条から第 227-27 条により処罰される性的犯罪

⁸³ 刑事訴訟法典第 706-3 条 1 項 1 号

⁸⁴ 刑事訴訟法典第 706-3 条 1 項 3 号

⁸⁵ 「国外での被害者, 権利と行動? 特別事項? (Etre victime à l'étranger : Quels droits et actions ?

Quelles spécificités ?)」, 司法省および外務省, 2008 年 7 月

司法自由省 (Ministère de la justice et des libertés) サイト :

<http://www.justice.gouv.fr/aide-aux-victimes-10044/victime-de-faits-a-letranger-11144/que-faire-pour-etre-indemnie-dans-le-cadre-judiciaire-15242.html>

⁸⁶ 大審裁判所犯罪被害者補償委員会からのヒアリングより

5. 支給内容・支給形式

- 犯罪被害者が傷害を負った場合、1 か月を超える完全労働不能（ITT）による、給与の損失、職務上の損害、恒常的な後遺障害（IPP）のため介護者を雇用する費用、医療費の自己負担分、容貌上・性的能力上の被害に対する慰藉、婚姻生活の破たんその他生活の質に関する損害等、経済的（逸失利益含む）・精神的損害等に関する補償について FGTI・裁判所が個別に判断した額が支給される⁸⁷。
- 犯罪被害者が死亡した場合、死亡による損害（葬儀費用、交通費、宿泊費、精神的被害等）に関する補償について裁判所より個別に判断された額が支給される。
- 支払形式は一時金である。
- 刑事訴訟法典第 706-14 条で規定される犯罪（窃盗、詐欺、横領、恐喝など）、軽度の身体的損害には、上限額付き補償が適用される。
- 補償要件は次のとおりである。

表 8 : 国家補償制度受給要件

犯罪	補償	要件
死亡または生涯身体機能障害、最低 1 か月の完全労働不能（ITT）	全額	なし
強姦、性的暴力、未成年者の性的虐待	全額	なし
1 か月未満の完全労働不能（ITT）	上限額 4,179 ユーロ	・収入条件：月収が 1,393 ユーロ以下＋扶養家族 2 人目まで 167 ユーロ＋扶養家族 3 人目から一人あたり 106 ユーロ ・その他機関（個人的に加入する保険、相互保険、社会保障、他の債務者による損害補償など）による損害補償が不十分である、または、受給できない場合 ・被害者の生活に深刻な影響を与える犯罪
窃盗、詐欺、横領、恐喝 財産犯（破損、破壊、損壊）	上限額 4,179 ユーロ	・収入条件：月収が 1,393 ユーロ以下＋扶養家族 2 人目まで 167 ユーロ＋扶養家族 3 人目から一人あたり 106 ユーロ ・その他機関（個人的に加入する保険、相互保険、社会保障、他の債務者による損害補償など）による損害補償が不十分である、または、受給できない場合 ・被害者の生活に深刻な影響を与える犯罪

⁸⁷ 内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成 20 年度諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援に関する調査」、付属資料（犯罪被害者補償委員会による犯罪被害者補償の仕組み並びにテロおよび犯罪被害者補償基金の役割）

車両放火	上限額 4,179 ユーロ	・収入条件：月収が2,089.50 ユーロ以下+扶養家族2人目まで167 ユーロ+扶養家族3人目から一人あたり106 ユーロ ・その他機関（個人的に加入する保険，相互保険，社会保障，他の債務者による損害補償など）による損害補償が不十分である，または，受給できない場合 ・車検済みおよび強制保険加入車であること ・フランス国内の被害
------	------------------	--

出典：仏行政公式サイト <http://vosdroits.service-public.fr/F2313.xhtml#N101D4>

- 上記の補償要件を満たすことができない軽犯罪の被害者に対しては別の補償枠組みとして犯罪被害者補償支援サービス（Service d' aide au recouvrement des victimes d' infractions: 以下，SARVI）がある。その要件は次のとおりである。

表9：犯罪被害者補償支援サービス（SARVI）受給要件

受給要件	補償額
・2008年10月1日以降，裁判所から損害賠償支払の決定が下されていること ・CIVIの補償を受けることができないこと	・裁判所が命じた損害賠償額の30%未満 ・最低1,000 ユーロ，最高3,000 ユーロ

出典：補償基金サイト <http://www.fondsdegarantie.fr/sarvi.html>

- 本人が重大な損害の被害者（またはその権利者）である場合にはその損害に対して全面的な補償が，軽度の被害あるいは物的被害に対しては上限額付きの補償が受けられる⁸⁸。

6. 不支給事由・減額事由

- 申請者は犯罪行為の被害者である証拠を示さなければならない⁸⁹。
- 被害者の過失によって補償が拒否されるか，その金額が減額される場合がある⁹⁰。

7. 申請・裁定・給付手続

（1）申請

- 申請先
- ・大審裁判所（Tribunal de Grande Instance）に設置される CIVI

⁸⁸ 刑事訴訟法典第706-3条以下が定義する一般犯罪被害者に対する法定補償制度。

⁸⁹ 刑事訴訟法典第706-3条1項

⁹⁰ 刑事訴訟法典第706-3条2項

- 管轄を有する CIVI⁹¹
 - ・ 申請人の居住地を管轄する CIVI
 - ・ 原因となった犯罪の刑事裁判の管轄地の CIVI
 - ・ 同一犯罪の他の被害者が申請している CIVI⁹²
 - ・ 国外での犯罪被害の場合、パリ大審裁判所内 CIVI⁹³
- 申請書
 - ・ 所定の様式「CIVI への補償金申請書 (Demande d' indemnisation adressée à la commission d' indemnisation des victimes d' infractions) 法定様式番号 cerfa N° 12825*03」に記入⁹⁴
- 申請にあたって提供されるべき情報⁹⁵
 - ・ 常に必要な情報
 - ① 氏名, 生年月日, 出生地, 職業, 国籍, 住所
 - ② (被害者の家族等, 申請者が被害者本人でない場合) 被害者との関係
 - ③ 被害原因となった犯罪の発生地等, 刑事裁判管轄が認められる区域
 - ④ 障害の具合, 労働不能期間, 後遺症の有無
 - ⑤ 申請者に対して補償を実施するであろう公的または民間機関
 - ⑥ 加害者からの損害賠償等, すでに加害者によって講じられている損害補てん措置
 - ⑦ CIVI に求める補償額

⁹¹ 補償基金サイト : <http://www.fondsdegarantie.fr/images/Livret%20infractions.pdf> (「犯罪被害者補償手帳 (Livret de l' indemnisation : Infractions)」)

⁹² 小木曾綾「フランスの犯罪被害者等に対する経済的支援制度」犯罪被害者給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会第4回(2011年11月14日)資料2

⁹³ 内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成20年度諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援に関する調査」, 付属資料(犯罪被害者補償委員会による犯罪被害者補償の仕組み並びにテロおよび犯罪被害者補償基金の役割)

⁹⁴ 仏行政公式サイト (site officiel de l'administration française) :
https://www.formulaires.modernisation.gouv.fr/gf/cerfa_12825.do (法定様式),
https://www.formulaires.modernisation.gouv.fr/gf/getNotice.do?cerfaFormulaire=12825*03&cerfaNotice=51153 (記入上の注意)

⁹⁵ 補償基金サイト(申請における証明書類リスト) :
<http://www.fondsdegarantie.fr/images/stories/pdf/infraction/justif%20infra%201.pdf> (重身体犯)

- ・ 被害者の身体的損害の程度が軽度の場合⁹⁶，窃盗等に伴う物的損害の場合⁹⁷，または車両放火の場合⁹⁸は，さらに次の情報の提供が求められる。

- ① 申請者の資力に関する情報
- ② その他の利用可能な機関等から補償が受けられない理由
- ③ 深刻な物的または精神的被害を受けていることを示す文書

- 申請に必要な資料：

上述の申請にあたって提供されるべき情報や内容を証明する文書

(2) 給付手続⁹⁹

- 損害を受けた者，代理人もしくは受任者は，CIVI の文書課に署名入り申請書を提出する。
- 申立の審理の権限をもつCIVI は，申請者の居住地の大審裁判所に設置された CIVI または公訴提起を受けた刑事裁判所の所在地を管轄する CIVI，もしくは，申請者がフランスに居住していない場合はパリの大審裁判所となる。
- 申立は犯罪の発生から 3 年以内，また，刑事裁判が行われている場合は，原因となった犯罪についての刑事裁判確定の日から 1 年以内に提出されなければならない（訴権喪失）¹⁰⁰。
- 弁護士の関与は必須ではないが，民事訴訟法典第 700 条に基づき，当該訴訟手続に関連する費用に限り，また，被害者が裁判に関する援助を受けられない場合に限り，CIVI は弁護士費用を支払うことができる。
- 申請書には補償申立の調査に有効な全ての情報を含まなければならない¹⁰¹。
- 申請書は遅滞なく FGTI に送付される。
- FGTI は，書類に不備がなければ，申請書の受領から 2 か月以内に被害者に補償の提案を行う。提案が受諾されれば，FGTI は CIVI 裁判長に合意

⁹⁶ 補償基金サイト（申請における証明書類リスト）：

<http://www.fondsdegarantie.fr/images/stories/pdf/infraction/justif%20infra%202.pdf>（軽身体犯）

⁹⁷ 補償基金サイト（申請における証明書類リスト）：

<http://www.fondsdegarantie.fr/images/stories/pdf/infraction/justif%20infra%204.pdf>（財産犯）

⁹⁸ 補償基金サイト（申請における証明書類リスト）：

<http://www.fondsdegarantie.fr/images/stories/pdf/infraction/justif%20infra%203.pdf>（車両放火）

⁹⁹ 刑事訴訟法典第 706-5-1 条および仏行政公式サイト：<http://vosdroits.service-public.fr/F2313.xhtml>

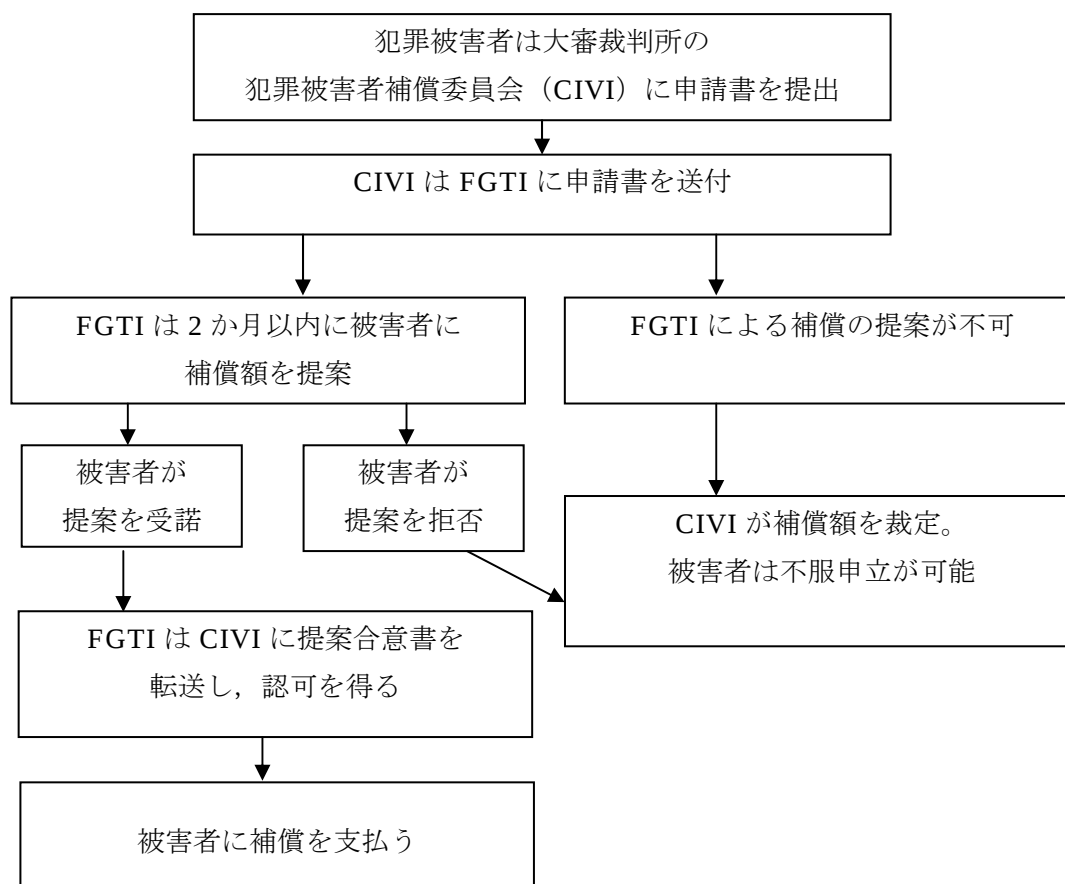
¹⁰⁰ 刑事訴訟法典第 706-5 条

¹⁰¹ 刑事訴訟法典第 R50-9 条および第 R50-10 条

証明書を送付し認可を得る。この認可により補償提案に執行力が与えられ、1か月以内に支払が行われる（相互交流方式）¹⁰²。

- FGTIが補償を拒否した場合、被害者が提案を拒否した場合、CIVIの提案に対して被害者から2か月以内に回答がない場合は、CIVIが調査、聴聞のうえ、裁定を下す。

手続の流れ



出典：補償基金 2010 年年度報告書 (Fonds de Garantie, rapport d'activité 2010)

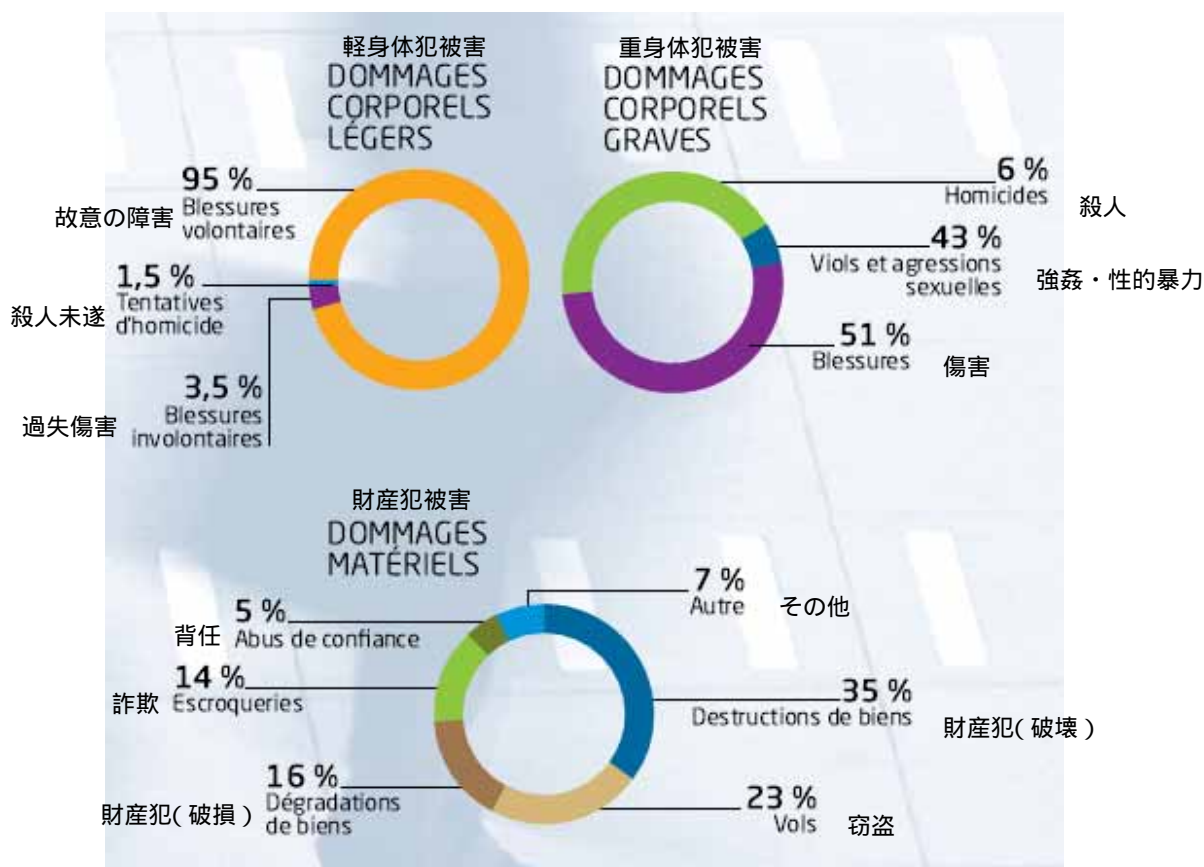
¹⁰² FGTI と申請者との示談に基づいて補償内容を決定していく方式を「相互交流方式 (Transactional system)」と呼ぶ。2004 年 3 月 9 日のプルベン II 法 (la loi Perben II du 9 mars 2004) によって導入された。内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成 20 年度諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援に関する調査 4. フランスにおけるテロ事件被害者等への経済的支援」

8. 支給状況

(1) 2010 年 FGTI 補償実績¹⁰³

- 申請者数：17,873 人
- 重身体犯被害者：12,036 人（67.3%）
- 軽身体犯被害者：2,192 人（12.3%）
- 財産犯被害者：3,645 人（20.4%）
- 2010 年支給総額：2 億 5520 万ユーロ

図 2： 2010 年 FGTI 取扱実績



出典：補償基金 2010 年年次報告書 (Fonds de Garantie, Rapport d'activité 2010)

¹⁰³ 補償基金 2010 年年次報告書 (Fonds de Garantie, rapport d'activité 2010) 及び補償基金 2011 年プレス資料 (Fonds de Garantie, Dossier de presse 2011)

(2) 2010年犯罪被害者補償支援サービス (SARVI) 実績¹⁰⁴

- 申請書受領数 25,576 件
- 支給総額 1500 万ユーロ

9. 併給調整

補償の裁定額の決定にあたり考慮されるべき給付¹⁰⁵

- 国家賠償法による給付
- 医療およびリハビリ給付
- 雇用者から支払われるべき休職中の給与
- 共済組合給付
- その他、当該被害を原因とするあらゆる賠償・補償（加害者の保険者から支払われる加害者からの賠償、被害者加入の生命保険を除く定額補償など）

10. 求償権¹⁰⁶

- FGTI は、被害者に補償を行った後、被害者に支払った補償の全額あるいは一部を回収するために加害者に対して求償権を行使する。求償権は次の観点に基づいて行われる。
 - ・ 求償権行使により、本来の賠償責任者である加害者に責任をとらせる。
 - ・ 求償権の行使により、加害者が罰を受けていないという印象を被害者に残させない。
 - ・ 求償権の行使により、犯罪行為がもたらした経済的影響に対して加害者に責任を負わせ、再犯防止につなげる。
- 求償は補償基金の財源の一部となる。
- 補償基金では専門班が求償を担当する。専門班は、加害者の債務返済を支援するために加害者と一緒に解決策を検討し、返済額に応じた債務返済プランを加害者に提案する。
- 加害者が補償基金の債務返済案を拒否した場合は和解不成立となり、補償基金は被害者に支払った額を回収するために必要な法的手段を講じる。

¹⁰⁴ 補償基金 2011 年プレス資料 (Fonds de Garantie, Dossier de presse2011)

¹⁰⁵ 刑事訴訟法典第 706-9 条

¹⁰⁶ 補償基金 2011 年プレス資料 (Fonds de Garantie, Dossier de presse2011) 及び補償基金サイト (Fonds de Garantie) <http://www.fondsdegarantie.fr/le-recours.html>

○ 2010 年求償権行使の実績¹⁰⁷

- ・ 求償中の案件 83,000 件
- ・ 加害者求償による回収額 8,500 万ユーロ
- ・ 加害者の返済プランの実行数 29,000 件
- ・ 求償するための法的手続き 9,000 件

1 1. 遡及適用

なし

1 2. 損害賠償との関係等

- 私訴 (Action civile) 権は、犯罪により直接生じた損害を自ら被ったすべての者に認められる¹⁰⁸。2008 年 7 月より犯罪被害者の損害賠償回収支援が導入され¹⁰⁹、刑事訴訟法典及び保険法典 (Code des assurances) が改正された。
- 私訴原告人は、有罪判決を受けた者が損害賠償に関する判決確定日後、2 か月以内に損害賠償等を自発的に支払わない場合は、FGTI に回収支援の訴えを行うことができる¹¹⁰。
- 補償基金は、私訴原告人の回収支援の訴えを受領してから 2 か月以内に、損害賠償金等の金額が 1000 ユーロ未満の場合はその全額を立て替え、1000 ユーロを超える場合は、言い渡された損害賠償等の金額の 30%相当を立て替える。立て替え対象の金額は、3000 ユーロを上限とし、1000 ユーロを下回らないものとする¹¹¹。

1 3. 不服申立手続

- 申請者が FGTI の補償の提案を拒否した場合、申請者が FGTI の補償の提案に対して 2 か月以内に返答しなかった場合、または CIVI が FGTI の補償内容を拒否した場合、CIVI による裁定が行われる。

¹⁰⁷ 補償基金 2011 年プレス資料 (Fonds de Garantie, Dossier de presse 2011)

¹⁰⁸ 刑事訴訟法第 2 条

¹⁰⁹ 犯罪被害者のための新しい権利の創設および刑の執行の改善に関する 2008 年 7 月 1 日付け法律第 2008-644 号 (Loi n°2008-644 du 1^{er} juillet 2008 créant de nouveaux droits pour les victimes et améliorant l'exécution des peines)

¹¹⁰ 刑事訴訟法典第 706-15-2 条

¹¹¹ 保険法典第 L422-7 条

(1) 申請方法

- 申請に必要な書類
 - ・ CIVI に提出された申請書
- 申請先
 - ・ CIVI

(2) 裁定

- 裁判官が申請書の情報を審査する（事件を調査し、有効な聴聞及び調査を行う）。
- CIVI が申請書類を審査する。
- FGTI と共和国検事に書類が送付され、両者が申請者の申立に対する意見を陳述する。
- 合議制の聴聞にて申請者と FGTI との間で口頭弁論が行われる。
- 裁判官から申請者に対する補償の実施を認める判決または仮払金の支給と査定の実施の命令が下される。

(3) 裁定結果

- 申請が認められた場合、決定日から起算して1か月以内に補償額が被害者に支給される¹¹²。
- 申請が却下された場合、申請者は控訴することができる¹¹³。なお、委員会が一部または全額を免除しなければ、申請者には訴訟費用の支払が命じられる¹¹⁴。

14. その他

(1) テロ犯罪被害者への給付¹¹⁵

- フランスでは、1970年代以降テロが頻発し、1986年に「テロリズムとの戦い及び国家の安全に対する侵害に関する1986年9月9日の法律第86-1020号(1)」が制定され、テロ被害者に対する国民連帯に基づく補償制度が創設された。1990年にFGTIが創設されたことに伴い、財源面で

¹¹² 刑事訴訟法典第 R50-24 条

¹¹³ 刑事訴訟法典第 R50-23 条

¹¹⁴ 刑事訴訟法典第 R50-21 条

¹¹⁵ 内閣府犯罪被害者等施策推進室「平成20年度諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援に関する調査」

一般犯罪被害者に関する補償制度との統合が図られ、実際の補償内容の決定に際しては、被害認定を除いて一般犯罪被害者に対する補償制度とほぼ同様の手続きがとられている。

- 給付対象はフランス国内（国籍を問わずあらゆる被害者が補償の対象となる。）及び海外におけるテロ事犯（フランス国籍を有する者のみが補償の対象となる）によるすべての身体的被害である。
- テロ被害に関しては、原則として被害者の申請は必要とされておらず、国内におけるテロ被害であれば検事局がFGTIに通報し、海外におけるテロ被害であれば外務省がFGTIに対して通報及び情報を提供する。個々の被害者の認定機関はFGTIとなる。
- テロ被害における身体的被害については、一般犯罪における重大な身体的被害と同様に補償に上限が定められておらず、全額補償となっている。

（2） テロ及び大規模事故の被害者への支援

- テロ及び大規模事故（航空機、列車事故、大型客船の沈没事故等）により多くの犠牲者が生じた場合、海外での被害の場合も含めて、国家として司法省は被害者をすぐに救済するための活動を行う。
- 大規模事故への司法省の対応方針は、次の3つである。
 - ・ 大規模事故の被害者を支援する
 - ・ 被害者へ情報提供を行う
 - ・ 和解での補償を優先して支援する
- 大規模事故の被害者支援について、被害者へのサービスは無料である。被害者救済のための民間団体が、受け入れ、相談、カウンセリング、法的支援、医療のサービスを提供する。
- 大規模事故の場合の補償は、民事訴訟による方法と和解による方法があるが、裁判は非常に長くかかることから、和解を希望する被害者には和解解決の協約を結べるよう、司法省がコーディネートする。協約には保険会社や弁護士等が加わり、仮払金が短期間に支払われることが可能である。

犯罪被害者等が利用し得る制度（モデルケースを前提として）

1. 制度概要

- 犯罪被害者等が利用し得る制度としては、社会保険制度 (assurance sociale) と社会扶助制度 (aide sociale) に分けられる。
- 社会保障法典 (Code de la sécurité sociale) ¹¹⁶ を根拠法令とする。

表 10 フランスの社会保障制度の運営組織

	一般制度 (民間被用者を対象)	公務員制度・特別制度 (公務員等が対象)	非被用者制度 (自営業者等を対象)	農業制度
保険料徴収 機関	社会保障機関中央資金管理 事務所 (ACOSS)	各給付機関が徴収		
給付 事務 運営、 担当 機関	家族手当 全国家族手当金庫 (CNAF)	国家・地方公務員、国鉄、パリ 市交通公社などの職域特別 制度運営機関	国家・地方公務員、国鉄、パリ 市交通公社などの職域特別 制度運営機関	農業社会共済 (MSA)
障害者手当 在宅手当 疾病保険 疾病 出産 障害、死亡 労働災害 職業病	全国被用者疾病保険金庫 (CNAMTS)	国家・地方公務員、国鉄、パリ 市交通公社などの職域特別 制度運営機関	自営業者社会制度 (RSI)	農業社会共済 (MSA)
老給保険 基礎年金 補足年金	全国老給保険金庫 (CNAV) 補足年金制度連合 (ARRCO)	国家・地方公務員、国鉄、パリ 市交通公社などの職域特別 制度運営機関	自営業者社会制度 (RSI) 全国自由業者老給保険金庫 (CNAVPL) 弁護士全国金庫 (CNBF)	農業社会共済 (MSA)

(出典)「厚生労働省「2009～2010年 海外情勢報告・フランス」

2. 社会保険制度

- 社会保険制度は、保険料によってまかなわれる制度であり、職域に応じて運営組織が異なる。具体的には、一般制度 (régime général)、国家公務員制度、地方公務員制度、特別制度 (パリ市交通公社、船員等) や、自営業者等と対象とした非被用者制度など、様々な制度がある。フランスには日本の国民健康保険のような地域保険がないため、退職後も就労時に加入していた職域保険に加入し続ける。最も加入者が多く代表的なものが、民間の給与所得者を対象とする一般制度である。

¹¹⁶ 社会保障法典：<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006073189&dateTexte=20120311>

○ 一般制度の構成¹¹⁷

- ① 疾病 (maladie)・出産 (maternité)・障害 (invalidité)・死亡 (décès)
- ② 老齢 (vieillesse)・寡婦 (veuvage)
- ③ 労働災害 (accidents du travail)・職業病 (maladies professionnelles)
- ④ 家族手当 (famille)

(1) 疾病保険 (Assurance Maladie) ¹¹⁸

- ・ 疾病保険 (疾病・出産) は、職域ごとに強制加入の多数の制度があり、各職域保険の管理運営機構として金庫 (caisse) が設置されている。
- ・ 犯罪被害者が死亡した場合、死亡後1年間は遺族の疾病保険は継続され、それ以降は普遍的医療保険 (Couverture Maladie Universelle : CMU) に加入することができる。CMUは低所得者に対して保険料の支払が免除される制度である。

○ 疾病保険

- ・ 給付内容については償還払いが基本であるが、入院の場合は直接医療機関に支払われる。償還率は医療行為により異なるが、外来の場合は70%が原則である。通常の医薬品は65%である。また、保険の対象とならない定額負担金として、診療 (毎回1ユーロ) ¹¹⁹、入院 (日額18ユーロ)、薬剤 (1箱0.5ユーロ) などが徴収される。
- ・ 障害者の病気或いは出産等の医療費については、100%カバーされる。(同種療法など一部の薬剤や治療に対して自己負担あり。)
- ・ 心理カウンセリングの疾病保険適用については、下記のいずれかの条件を満たせば診療費の70%までカバーされる。償還額は法定料金が前提であり、社会保障で定められたベースとなる診療費の金額 (上限) をもとに算出される。
- ・ 公共の病院における精神医療や心理カウンセリング
- ・ 26歳以上の場合は、かかりつけ医師によって心理カウンセリングの必要

¹¹⁷ 社会保障法典第 L200-2 条

¹¹⁸ 社会保険 (L'assurance maladie) サイト :

<http://www.ameli.fr/assures/droits-et-demarches/par-situation-medicale/vous-etes-adulte-handicape/vo-tre-protection-sociale.php>

¹¹⁹ 18歳未満の未成年、妊娠6か月以上出産後12日までの診療、CMU加入者は、定額負担 (1ユーロ) の対象にならない。

性が診断され、指定の精神科医のカウンセリングを受けた場合

- ・ 26歳未満の場合は、かかりつけ医師の診断がなくても適用は可能であるが、精神科医のカウンセリングである必要がある
- ・ 心理カウンセリングを実施する場合は、医療的専門性が問われる。何らかの協会・団体の医師免許のない心理カウンセラーの場合は、公共の病院に勤めている場合等を除き、カバーされない。

表 11 診療に係る保険給付額

	料金(€)	給付基礎額(€)	償還率	償還（給付）額(€)
一般医（セクター1）	23	23	70%	$23 \times 0.7 - 1 = 15.1$
かかりつけ医を通さない場合			30%	$23 \times 0.3 - 1 = 5.9$
かかりつけ医の推薦による診察	26	26	70%	$26 \times 0.7 - 1 = 17.2$
一般医（セクター2）	自由料金	23	70%	$23 \times 0.7 - 1 = 15.1$
かかりつけ医を通さない場合			30%	$23 \times 0.3 - 1 = 5.9$
かかりつけ医の推薦による診察			70%	$23 \times 0.7 - 1 = 15.1$
専門医（セクター1）	25	25	70%	$25 \times 0.7 - 1 = 16.5$
かかりつけ医を通さない場合			30%	$25 \times 0.3 - 1 = 6.5$
かかりつけ医の推薦による診察	28	28	70%	$28 \times 0.7 - 1 = 18.6$
専門医（セクター2）	自由料金	23	70%	$23 \times 0.7 - 1 = 15.1$
かかりつけ医の推薦による診察				
精神・神経科医（セクター1）	37	37	70%	$37 \times 0.7 - 1 = 24.9$
かかりつけ医の推薦による診察	41	41		$41 \times 0.7 - 1 = 27.7$
精神・神経科医（セクター2）	自由料金	34.3	70%	$34.3 \times 0.7 - 1 = 23.01$
かかりつけ医の推薦による診察				

（出典）疾病保険サイト¹²⁰（Assurance Maladie）

¹²⁰<http://www.ameli.fr/assures/soins-et-remboursements/combien-serez-vous-rembourse/consultations/les-consultations-en-metropole/dans-le-cadre-du-parcours-de-soins-coordonnes.php>

- ・ 入院した被保険者は入院時定額負担 (forfait hospitalier) を支払う。この負担は 24 時間を超えて医療施設に滞在した場合にそれによって生じる宿泊費用に対する負担であり、入院 1 日につき 18 ユーロ (精神科病院の場合は 13.5 ユーロ) とされる。原則として、公立病院への入院医療費については、保険制度によって 80% が負担され、被害者の自己負担は 20% となる¹²¹。
- 障害追加手当 (ASI)¹²² (Allocation Supplémentaire d'invalidité)
 - ・ 疾病保険から給付される手当で、障害により復職できず、就労所得を失った際に適用となる。
 - ・ 適用条件となる年収：一人親 (独身者、一人で生活している者を含む) の場合は 8,096.33 ユーロ未満、夫婦 (カップル) の場合は 14,181.30 ユーロ未満。
 - ・ 給付額は収入によって異なり、現在 (2011 年 4 月 1 日時点) の最高支給額としては、単身者或いは夫婦 (カップル) のどちらかが受給する場合は年額 4,656.69 ユーロ以内、夫婦 (カップル) で受給する場合は年額 7,684.25 ユーロ以内である。
 - ・ 60 歳を超えると障害追加手当 (ASI) は高齢者連帯手当 (Allocation de solidarité aux personnes âgées) に替わる。
 - ・ 国家補償制度による支給額算定時に障害追加手当の受給の有無は問題とならない。

(2) 障害保険の概要

- 障害保険 (年金) (Pension d'invalidité)
 - ・ 障害保険の支給要件¹²³は下記のとおりである。
 - ① (年齢要件) 60 歳未満
 - ② (障害の程度) 稼得能力の 2/3 以上

¹²¹ 疾病保険サイト

(<http://www.ameli.fr/assures/soins-et-remboursements/combien-serez-vous-rembourse/hospitalisation/le-forfait-hospitalier.php>)

¹²² 社会保険 (L'assurance maladie) サイト :

<http://www.ameli.fr/assures/droits-et-demarches/par-situation-medicale/votre-pension-d-8217-invalidite/l-allocation-supplementaire-d-invalidite.php>

¹²³ 疾病保険サイト

- ③ (資格要件) 労働停止日前に 12 か月以上の保険期間があること
- ④ (納付要件) 障害の状況に至る前 12 か月間に 800 時間の就労があり、そのうち直近 3 か月間に 200 時間の就労がること、又は、労働停止日の直近 1 年間に於いて時間あたり最低賃金の 2030 倍に相当する保険料を納付し、そのうち直近 6 か月間に時間あたり最低賃金の 1015 倍に相当する保険料を納付していること
- ・ また、給付額については下記表のとおりとなる。

表 12 障害年金による給付額一覧

(2012 年 1 月 1 日現在)

障害の程度	最も所得の高かった 10 年間の平均収入に対する割合	最低額(€)	最高額(€)
カテゴリー1	30%	270.69	909.30
カテゴリー2	50%	270.69	1,515.50
カテゴリー3	50% + 第三者の介護を必要とする場合の介護者支援 (一律)	270.69 + 1,060.16	1,515.50 + 1,060.16

出典：疾病保険サイト

- ・ 国家補償制度による支給額算定時には、上記表中の介護者支援を含めて減額調整対象となる。
- 寡婦（夫）障害手当¹²⁴
 - ・ 寡婦（夫）である本人が障害を有し、年齢が 55 歳未満、障害の程度が稼得能力の 2/3 以上の場合、以下の給付額が支給される。
 - ① 60 歳前に死亡した場合、障害年金（カテゴリー2）の 54%相当額
 - ② 60 歳以降に死亡した場合、老齢年金の 54%相当額
- (3) 死亡保険の概要
 - 死亡保険（一時金）（assurance décès）
 - ・ 被保険者が死亡した場合、一般制度の死亡保険（assurance décès）から被保険者の扶養家族に対して次の順序で支給される¹²⁵。
 - ① 生存配偶者又は連帯市民契約（Pacte civil de solidarité : PACS）の関係にある者

¹²⁴ 疾病保険サイト¹²⁵ 同上（社会保障法典第 L361-1 条～第 L361-5 条、第 R361-1 条～第 R361-5 条）

- ② 子ども
- ③ 尊属（父母，祖父母）
- ・ 給付額（2012年1月1日現在）については、故人の生前の日給基本額（le gain journalier de base）の90倍相当額（およそ3か月分）が支給される。ただし、社会保障（Sécurité Sociale、日本の国民健康保険に相当）の年間上限額の1%以上25%未満でなければならない。日給基本額は直近3か月間の給与額の90分の1とする。2012年の死亡保険金の最低額は363.72ユーロ、最高額は9,093.00ユーロである。
- ・ 国家補償制度による支給算定時には、減額調整対象となる。
- 遺族年金
 - ・ 被用者の一般制度において、老齢年金の被保険者が死亡した場合に、生存配偶者に派生的に遺族年金が支給される¹²⁶。支給要件は以下のとおりである。
 - ① 55歳以上の配偶者
 - ② 死亡時まで婚姻関係がある、又は婚姻関係にあった
 - ③ 生存配偶者の年間所得が申請時又は死亡時に法定最低賃金（SMIC）の年額を超えない（2012年1月1日時点、19,177.60ユーロ）
 - ・ 給付（年金）額については、死亡被保険者が受給する又は受給するであろう年金額の54%であり、死亡被保険者が60四半期以上取得していた場合の最低保障額は、年額3,290.31ユーロ、月額274.19ユーロとなる。（60四半期未満の場合は減額される）
 - ・ 次の場合は支給額の11.1%が加算される
 - ① 生存配偶者が65歳以上
 - ② 被保険者の年金の四半期合計額が2,472.45ユーロ未満
 - ・ 養育した子どもの数や扶養家族の数に応じて加給される。
- 寡婦（夫）手当
 - ・ 一般制度に加入している被保険者が死亡したときに、55歳未満の生存配偶者に最低限の所得を一時的に保障する¹²⁷。支給要件は以下のとおりである。
 - ① 被保険者の保険加入期間が死亡以前に90日以上あること

¹²⁶ 社会保障法典第 L161-23 条、第 L353-1 条～第 L353-5 条、第 R353-1 条～第 R354-1 条)

仏行政サイト (<http://vosdroits.service-public.fr/particuliers/F13106.xhtml>)

¹²⁷ 社会保障法典第 L356-1 条～第 L356-4 条、第 R356-1 条～第 R356-12 条、第 D356-1 条～D356-4 条

- ② フランス国内に居住していること
- ③ 被保険者の死亡時に 55 歳未満
- ④ 再婚あるいは PACS の関係にない
- ⑤ 被保険者の死亡前 3 か月間の生存配偶者の四半期あたりの所得が 2,183.17 ユーロ以下であること
- ・ 給付額については、月額 582.18 ユーロで、被保険者の死亡日又は手当申請時から最長 2 年間支給される。
- ・ 国家補償制度による支給額算定時には、減額調整対象となる。

(4) 休職による給与補填

- 休職前の 3 か月間で 200 時間以上労働した者あるいは休職前 6 か月間で SMIC（最低法定賃金、2011 年 12 月 1 日時点の時給 9.19 ユーロ）の 1015 倍以上の給与（6 か月間の給与合計 9327.85 ユーロ以上）に対して保険料を支払っている者を対象に、休職期間中、日給の 50%相当額が社会保障によって補填される。補填額は直近 3 か月間の平均給与を基準に算出される。ただし、社会保障制度によって月給上限を 2946 ユーロに定められる。なお、給与補填（日額）の最大金額は 2011 年 1 月 1 日以降は 48.43 ユーロである。

(5) 家族手当制度の概要

- 家族手当(Allocation Familiale)
 - ・ 20 歳未満の子供 2 人の世帯に支給される。支給額は月額 125.78 ユーロである。手当加算金として、1997 年以降生まれた 11～16 歳の子供に対しては、月額 35.38 ユーロが加算される。（16 歳以上の場合は 62.99 ユーロ。）家族給付を受けるに際し、所得制限はない。
- 家族支援手当(Allocation de Soutien Familiale)
 - ・ 家族支援手当は、世帯主が死亡した場合のための制度ではないが、一般的に社会保障制度として整えられているものである。家族支援手当は、ひとり親の家族、父親あるいは母親あるいは両親がいない子ども、父親あるいは母親あるいは両親が養育放棄した子ども、あるいはその子どもを受け入れた家族を支援することを目的とする。ひとり親の家族の場合は子ども一人あたり 88.44 ユーロ（月額）、親のいない子どもや親が養育法規した子どもを受け入れた家族に対しては子ども一人あたり 117.92 ユーロ（月額）が支給される。

- 新学年手当(Allocation de Rentrée)
 - ・ 1993年9月16日～2006年1月31日に生まれた6～18歳までの子供が対象となる。子供の人数に応じて所得制限が生じる。子供1人あたり6～10歳の場合は284.97ユーロ、11～14歳の場合は300.66ユーロ、15～18歳の場合は311.11ユーロが、新学期前(8月頃)に支給される。
- 住宅手当(Allocation de logement)
 - ・ 住宅手当の支給額は、扶養家族数、住居地、家賃あるいは住宅ローン返済額、世帯所得(受給手当等の不労所得も含まれる)に応じて算出される。家族手当金庫のサイト¹²⁸において支給額のシュミレーションが可能である。なお、算出ベースとなる世帯所得は、2年前の所得である。

3. 社会扶助制度

- 社会扶助制度に基づく各種障害者関連手当は、社会扶助家族法典(Code de l' action sociale et des familles)を根拠とする。その目的は、社会保険制度の給付を受けない障害者、高齢者、児童、困窮者などの救済である。管轄は労働・雇用・厚生省(Ministère du Travail, de l' emploi et de la santé)である。本社会扶助制度の適用対象者は、障害者、高齢者、児童、困窮者である。社会扶助は租税を財源としているため、給付を受けるには一定額以下であることが条件となる。

(1) 家族扶助の概要

- 積極的連帯所得手当(Revenu de solidarité active)
 - ・ 定額支給額や定額住宅手当が定められており、直近3か月の世帯所得に対する所得制限がある。
 - ・ 算出方法： 支給額 = (定額支給額 + 世帯就労収入の62%) - (世帯就労外収入 + 定額住宅手当)
 - ・ 子ども2人の場合の定額支給額は840.59ユーロ、3人家族の場合の定額住宅手当 については138.70ユーロとなる。

¹²⁸ 家族手当金庫の算出シュミレーションサイト www.caf.fr

(2) 障害者扶助の概要

- 成人障害者手当 (Allocation aux Adultes Handicapés : AAH) ¹²⁹
 - ・ 60歳未満の障害者（障害度80%以上）で、障害保険の障害者年金の受給額が711.95ユーロ未満の場合に支給される。ただし、2年前の世帯所得がひとり親（単身者）の場合は8,543.40ユーロ、夫婦（カップル）の場合は17,086.80ユーロを超えないことを条件とする。
 - ・ 障害により世帯収入がない場合の成人障害者手当は711.95ユーロである。
 - ・ 障害者年金の受給額が711.95ユーロ未満の場合、成人障害者手当は711.95ユーロとの差額が支給される。
 - ・ 収入は、申告所得をベースに算出される。既に障害年金を受給している場合は、収入の上限から対象外となる。
- 成人障害者収入補填¹³⁰ (Complémentaire de ressources)
 - ・ 60歳未満の障害者（障害度80%）で障害者年金や成人障害者手当の受給者で独立した住居に住んでいる場合、当該収入補填の申請時から1年以上収入がないことを条件に、世帯収入補填として月額179.31ユーロが支給される。
- 独立した生活のための手当調整¹³¹
 - ・ 障害度80%以上の障害をもち、障害者年金 (Pension d'invalidité) や成人障害者手当 (Allocation aux Adultes Handicapés : AAH) の受給者で、住宅手当の対象となっている独立した住居に住み、無職の障害者に自動的に月額104.77ユーロが支給される。

¹²⁹ 同上

¹³⁰ 家族給付ガイド (Vos prestations familiales :

[http://www.caf.fr/web/Web451.nsf/090ba6646193ccc8c125684f005898f3/c91d1bb81c18edf5c125777a0048fd24/\\$FILE/2011-guide%20Pf.pdf](http://www.caf.fr/web/Web451.nsf/090ba6646193ccc8c125684f005898f3/c91d1bb81c18edf5c125777a0048fd24/$FILE/2011-guide%20Pf.pdf)), p21

¹³¹ 家族給付ガイド (Vos prestations familiales :

[http://www.caf.fr/web/Web451.nsf/090ba6646193ccc8c125684f005898f3/c91d1bb81c18edf5c125777a0048fd24/\\$FILE/2011-guide%20Pf.pdf](http://www.caf.fr/web/Web451.nsf/090ba6646193ccc8c125684f005898f3/c91d1bb81c18edf5c125777a0048fd24/$FILE/2011-guide%20Pf.pdf)), p22